

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊東市教育委員会

公表日

令和8年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく、特定教育・保育施設等の利用に関する事務、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務並びに地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 ①教育・保育給付認定に係る審査又は認定に関する事務 ②子どものための教育・保育給付に係る支給に関する事務 ③施設等利用給付認定に係る審査又は認定に関する事務 ④子育てのための施設等利用給付に係る支給に関する事務(法第30条の11) ⑤地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	・子ども・子育て支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条 ・伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表155の項 情報提供の根拠 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部幼児教育課
②所属長の役職名	幼児教育課長
6. 他の評価実施機関	
無	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 教育部 幼児教育課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1951
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書等の紙媒体及び電子媒体については、施錠できる保管庫等に保管している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスやデータ保存した書類の閲覧が可能な職員はパスワードと指紋認証によって限定されているため適切な管理がされている。また、申請書等の保管については施錠できる書庫等での保管をしていることからリスク対策は十分であると考え。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5 評価実施期間における担当部署	幼児教育課長 岸 弘美	幼児教育課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和8年2月2日	I-1 ②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園・保育所入所の受付、支給認定の決定等を行う。 ①子どものための教育・保育給付に係る資料の提供等(子ども・子育て支援法第16条) ②支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、審査、応答に係る事務(同法第20条第1項、第4項、第5項) ③保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理(同法第22条) ④支給認定の変更申請の受理、審査、応答に係る事務(同法第23条第1項、第2項、第3項) ⑤支給認定の職権による変更の審査、応答に係る事務(同法第23条第4項、第5項) ⑥支給認定の取消の審査、応答に係る事務(同法第24条第1項、第2項) ⑦支給認定証の再交付に係る事務(子ども・子育て支援法施行規則第16条第1項、第2項) ⑧子どものための教育・保育給付に係る申請内容の変更事務(子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、特定教育・保育施設等の利用に関する事務、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関する事務並びに地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 ①教育・保育給付認定に係る審査又は認定に関する事務 ②子どものための教育・保育給付に係る支給に関する事務 ③施設等利用給付認定に係る審査又は認定に関する事務 ④子育てのための施設等利用給付に係る支給に関する事務(法第30条の11) ⑤地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	
令和8年2月2日	I-1 ③システムの名称	・保育所システム ・幼稚園システム ・中間サーバー	・子ども・子育て支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
令和8年2月2日	I-2 特定個人情報保護ファイル名	・保育所システムファイル ・幼稚園システムファイル	子ども・子育て支援システムファイル	事後	
令和8年2月2日	I-3 個人番号の利用(法令上の根拠)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項および別表第一の94の項 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の127の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
令和8年2月2日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし(別表第二における情報照会の根拠) 116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) なし(情報照会の根拠) 第59条の2	情報照会の根拠 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表155の項 情報提供の根拠 なし	事後	
令和8年2月2日	II-1 対象人数	平成27年7月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	様式の変更に伴う修正
令和8年2月2日	II-2 取扱者数	平成27年7月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事後	様式の変更に伴う修正
令和8年2月2日	IV-8 リスク対策		申請書等の紙媒体及び電子媒体については、施錠できる保管庫等に保管している。	事後	様式の変更に伴う修正
令和8年2月2日	IV-11 リスク対策		システムへのアクセスやデータ保存した書類の閲覧が可能な職員はパスワードと指紋認証によって限定されているため適切な管理がされている。また、申請書等の保管については施錠できる書庫等での保管をしていることからリスク対策は十分であると考える。	事後	様式の変更に伴う修正